



環境省

熱中症に関する取組

令和6年7月22日

環境省大臣官房環境保健部
企画課 熱中症対策室

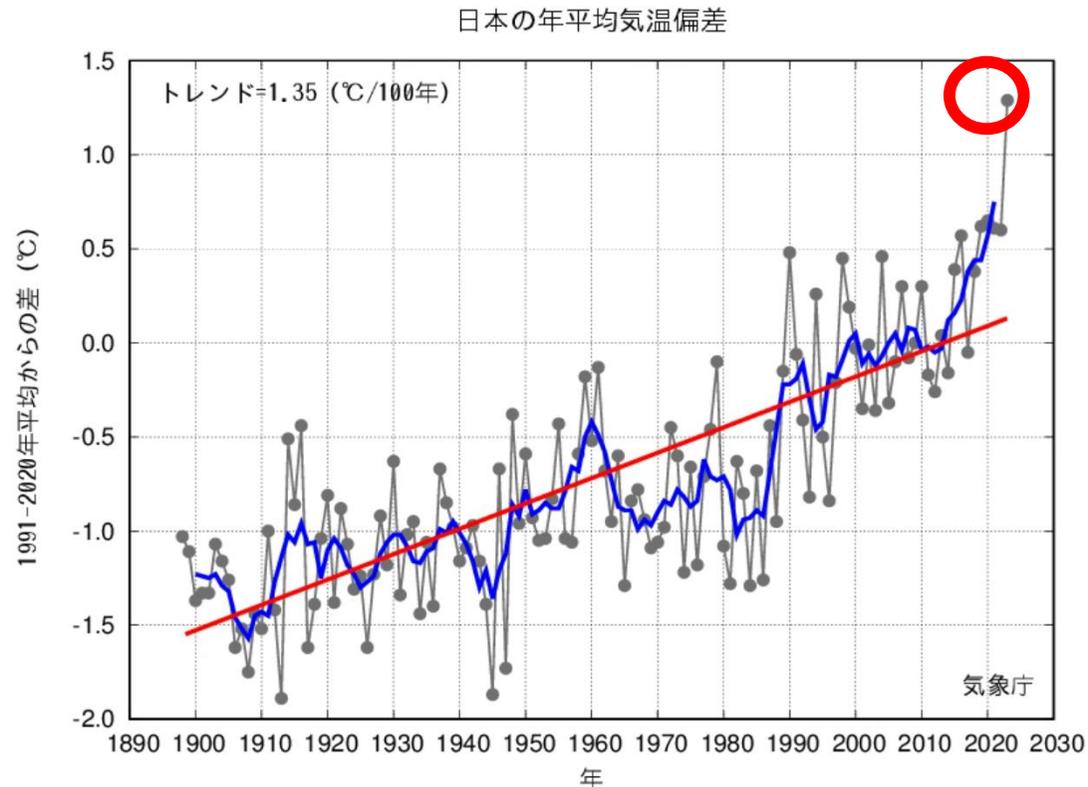
1. 近年の夏の暑さと熱中症の状況

地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇

- ◆国内における年平均気温は**100年あたり1.35℃の割合で上昇**。
- ◆1898年の統計開始以降、**直近5年がトップ5**。
- ◆2023年は観測史上最も“暑い夏”であった。

【平均気温が基準値より高い年（1～5位）】

1位：2023年（+1.29℃）、2位：2020年（+0.65℃）、3位：2019年（+0.62℃）、
4位：2021年（+0.61℃）、5位：2022年（+0.60℃）



出典：気象庁 日本の年平均気温

細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。
基準値は1991～2020年の30年平均値。

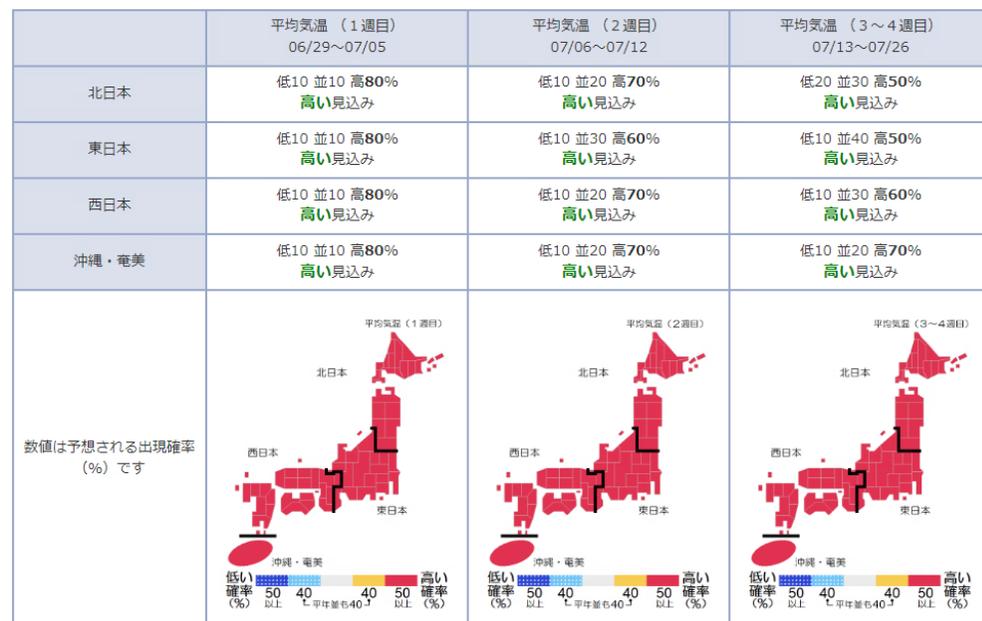
2024年夏の気象庁の長期予報

今夏も熱中症への十分な備えが必要である

気象庁発表の**1か月予報**により、
向こう1か月（7月）を週別にみると
気温は全国的に、平年より高い見込み
である。

特に、北日本と沖縄・奄美では7月前半に、東・西日本では7月1週目に気温がかなり高くなる見込みとされている。

出典：「気象庁1か月予報（2024年6月27日発表）」をもとに環境省作成



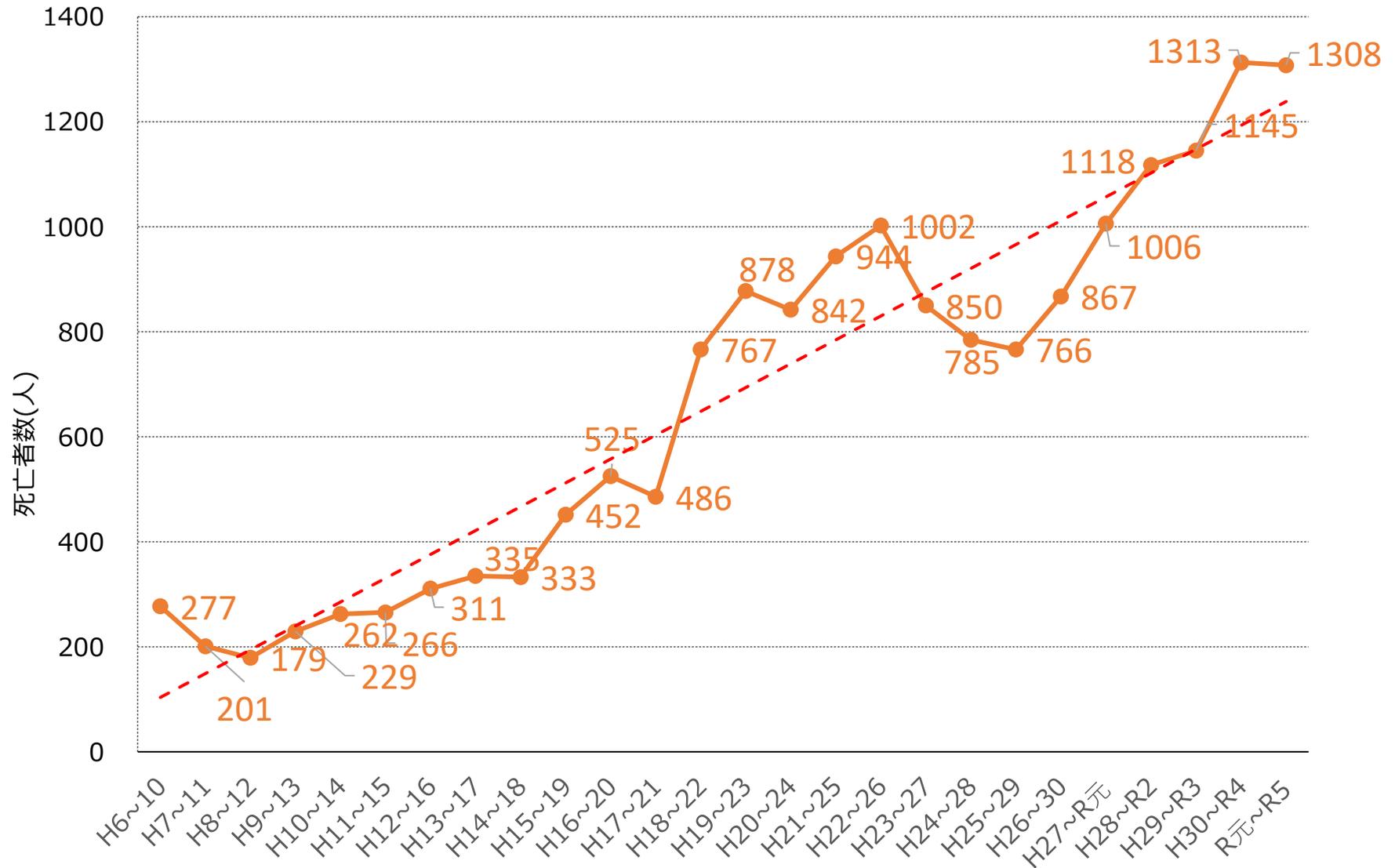
さらに、気象庁発表の**3か月予報**によると、
向こう3か月（7月～9月）も、全国的に暖かい空気に覆われやすいため、**気温は平年よりも高く推移する見込み**とされている。

◆要因

- 地球温暖化の影響等により、中緯度帯を中心に大気全体の温度がかなり高い見込み。
- 太平洋熱帯域ではラニーニャ現象に近い状況となる見込み。このため、夏の天候に大きな影響を及ぼす太平洋高気圧の日本付近への張り出しがやや強く、暖かい空気に覆われやすい状況となる見込み。

出典：「気象庁3か月予報（2024年6月25日発表）」をもとに環境省作成

熱中症による死亡者（5年移動平均）の推移



H：平成 R：令和

出典：人口動態統計より環境省作成
(令和5年は概数)

熱中症による死亡者数

西暦	熱中症 (※)
2017年	635人
2018年	1,581人
2019年	1,224人
2020年	1,528人
2021年	755人
2022年	1,477人
2023年	1,555人

※人口動態統計より
(2023年は概数)

東京都23区における熱中症死亡者164人の死体検案結果

（令和5年10月31日時点までの速報値）

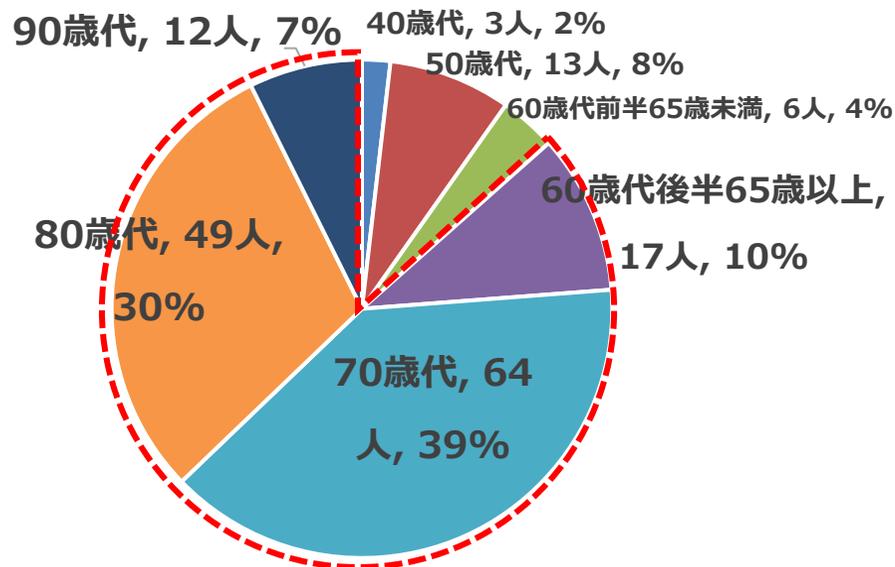
死亡者（164人）のうち

- 8割以上は高齢者（65歳以上の）

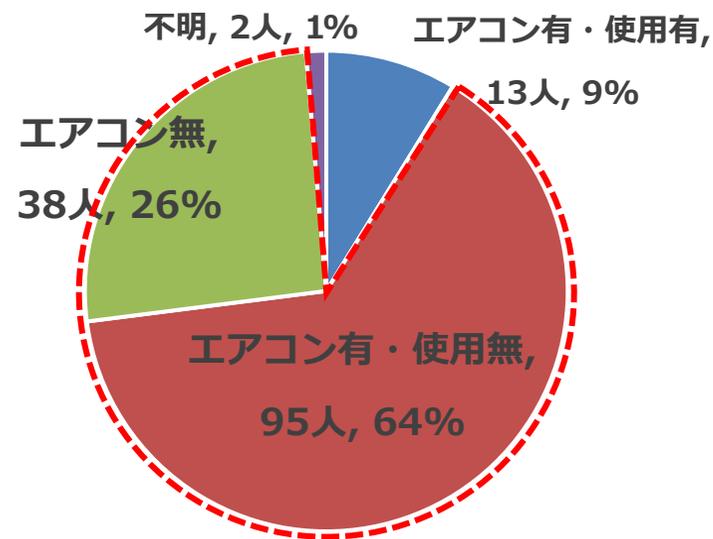
屋内での死亡者（148人）のうち

- 約9割がエアコン不使用等
（「エアコンを使用していない（64%）」又は
「エアコンを所有していなかった（26%）」）

年齢別



エアコン設置有無・使用状況別



出典：東京都監察医務院のデータを基に、環境省作成

暑さ指数（WBGT）について

環境省では、気温ではなく、暑さ指数（WBGT値）に基づいて施策を行っている。

暑さ指数（WBGT）とは (WBGT : Wet Bulb Globe Temperature)

- ◆ 人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、
気温、湿度、日射・輻射、風 の要素をもとに算出する指標



暑さ指数（WBGT）測定装置

暑さ指数（WBGT）の算出

【算出式】 $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

- **乾球温度** : 通常のでん度計が示す温度。いわゆる気温のこと。
- **湿球温度** : 湿度が低い程水分の蒸発により気化熱が大きくなることを利用した、空気の湿り具合を示す温度。湿球温度は湿度が高い時に乾球温度に近づき、湿度が低い時に低くなる。
- **黒球温度** : 黒色に塗装した中空の銅球で計測した温度。日射や高温化した路面からの輻射熱の強さ等により、黒球温度は高くなる。

※気象庁データに基づいた、全国約840地点の暑さ指数の実況値や予測値が「環境省熱中症予防情報サイト(<https://www.wbgt.env.go.jp/>)」で公開されています。

(参考) 学会等が示している暑さ指数を用いた指針

暑さ指数 (WBGT) による 基準域	注意すべき生活 活動の目安※1	日常生活における 注意事項※1	熱中症予防運動指針※2
危険 31以上	すべての生活 活動でおこる 危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	嚴重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
嚴重警戒 28以上 31未満			
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

スポーツによらず、各種のイベント等（夏祭りを含む）を実施する場合は、**主催者の責任で開催の判断**（開催時間の変更、延期、中断など）を行っていただくことになる。

※1 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

※2 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

2. 改正気候変動適応法の施行

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

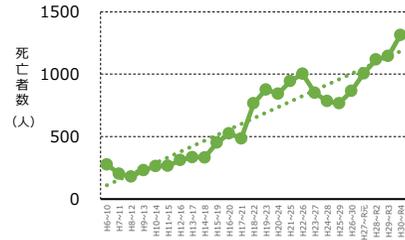
公布日：令和5年5月12日 **全面施行：令和6年4月1日**

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える**年も。
- 「**熱中症警戒アラート**」(本格実施は令和3年から)の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温**の発生リスクも**増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



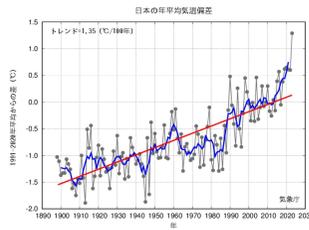
出典:人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

	熱中症	自然災害
2017年	635人	129人
2018年	1,581人	452人
2019年	1,224人	159人
2020年	1,528人	128人
2021年	755人	150人
2022年	1,477人	26人

出典：令和5年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



出典：気象庁 日本の年平均気温

細線(黒)：各年の平均気温の基準値からの偏差
 太線(青)：偏差の5年移動平均値
 直線(赤)：長期変化傾向
 基準値は1991~2020年の30年平均値。

■ 主な改正内容

	現状	気候変動適応法の改正により措置
国の対策	<ul style="list-style-type: none"> 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議(構成員は関係府省庁の担当部局長)で熱中症対策行動計画を策定(法の位置づけなし) <p>(関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策実行計画として法定の間閣議決定計画に格上げ <p>→ 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合かつ計画的に熱中症対策を推進</p> <p>※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信(法の位置づけなし) <p>※本格実施は令和3年から</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設(新規) <p>→ 法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に</p>
地域対策	<ul style="list-style-type: none"> 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシエルトアの活用が進められているが、国内での取組は限定的 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設(公民館、図書館、ショッピングセンター等)を指定暑熱避難施設(クーリングシエルトア)として指定(新規) <p>→ 指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定(新規) 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- 警戒情報の発表の前提となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
- 熱中症対策をより**安定的かつ着実**に行える体制を確立

<施行期日>

- 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日(令和5年6月1日)
- その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日(令和6年4月1日)

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

熱中症対策実行計画（概要）

令和5年5月30日閣議決定

目標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減**することを目指す。
（※5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

計画期間

おおむね
5年間

推進体制

熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

関係者の基本的役割

国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成
地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進
事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策
国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

2. 高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施
○教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

極端な高温発生時の対応

7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

- 実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。

「熱中症警戒アラート」 (熱中症警戒情報) について

令和6年度は4月24日(水)から10月23日(水)まで実施



熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数 (WBGT) が**33以上になると予測した場合**に発表

2. 発表の地域単位・タイミング

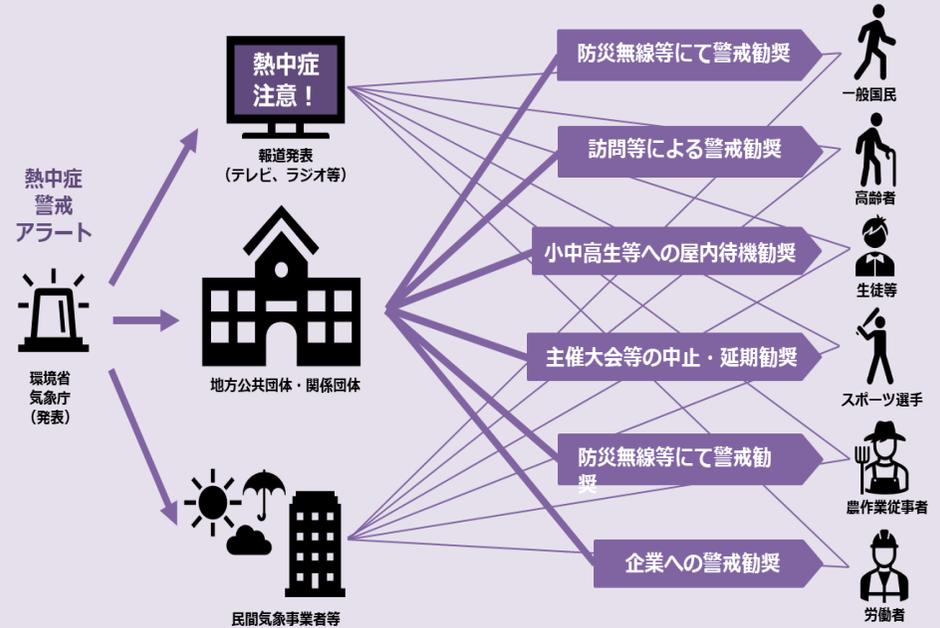
<地域単位>

- 気象庁の**府県予報区等単位**で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数 (WBGT) も情報提供

<タイミング>

- **前日の17時頃及び当日の朝5時頃**に最新の**予測値**を元に発表
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

3. 情報の伝達方法 (イメージ)



※ 農作業従事者向けの「MAFFアプリ」や訪日外国人旅行者向けの「Safety tips」、LINE公式アカウントをはじめとしたSNSアカウント等も活用し、情報を発信。

【参考】過去の実績 ※令和3年から全国運用開始

(令和3年度)

発表地域：**53地域**/58地域
発表日数：**75日**/183日
延べ発表回数：**613回**
※4/28～10/27

(令和4年度)

発表地域：**46地域**/58地域
発表日数：**85日**/183日
延べ発表回数：**889回**
※4/27～10/26

4. 令和5年度の実績

発表地域：**58地域**/58地域
発表日数：**83日**/183日
延べ発表回数：**1232回**
※4/26～10/25

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	<p>気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)</p> <p><これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回</p>	<p>気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人々が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)</p> <p>これまでに発表されたことは、一度もない。 ※2024年4月から運用開始</p>
発表基準	<p>府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合</p>	<p>都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合</p> <p>(<u>上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討</u>)</p>
発表時間	前日 午後5時頃 及び 当日 午前5時頃	<p>前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)</p>

指定暑熱避難施設について

指定暑熱避難施設の概要

- 市町村長は、その市町村内の一定の要件を満たす施設を、指定暑熱避難施設として指定できることとされている。この指定を受けた施設の通称を「クーリングシェルター」という。
- 特別警戒情報発表時には、当該施設の管理者により、あらかじめ定められた開放日時等において住民等に開放されることとなる。

施設の要件（気候変動適応法第21条第1項各号及び気候変動適応法施行規則第4条）

- ① 適当な冷房設備を有すること
- ② 熱中症特別警戒アラートの発表期間中に住民等に開放することができること
- ③ 住民等の滞在場所について必要かつ適切な空間を確保すること

指定暑熱避難施設に関する取組

- 住民が指定暑熱避難施設にアクセスしやすいように、右図のようなイメージのクーリングシェルターのマークを環境省で定める。
- 指定暑熱避難施設の運営の参考のため、「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」を取りまとめ、令和6年2月に公表（※事例は改正法施行前のもの）

※指定暑熱避難施設としての指定をしていない涼みどころ、クールスポット等の独自の取組を行っている都道府県・市町村がある。

クーリングシェルターのマーク



(参考) 改正法施行前の指定暑熱避難施設の事例

【国内事例】

➤ 熊谷市「まちなかオアシス事業」

期間：6月1日から9月末日まで

場所：市内22の公共施設(庁舎、公民館、文化施設)



写真提供：熊谷市
(令和元年撮影)

➤ 品川区「避暑シェルター」事業

期間：毎年7月1日から9月末日まで

場所：区内61の公共施設(地域センター(区役所支所)、児童センター、シルバーセンター、保健センター等)



写真提供：品川区

【海外事例】

➤ カナダの事例(2021年熱波発生時のクーリングセンターの運営実績)

カムループス市

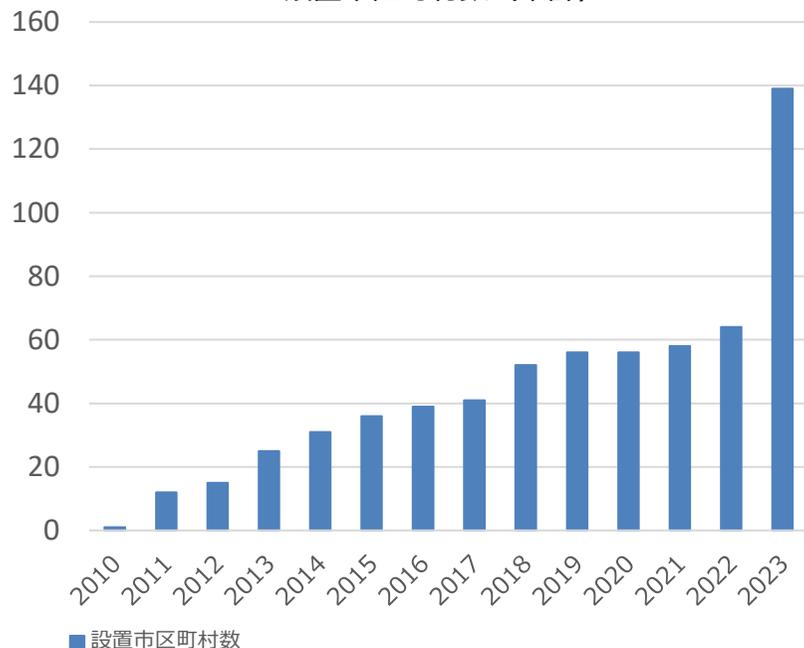
アイスホッケーリンク(写真)を12時~20時まで開設。

2021年は350人が利用。

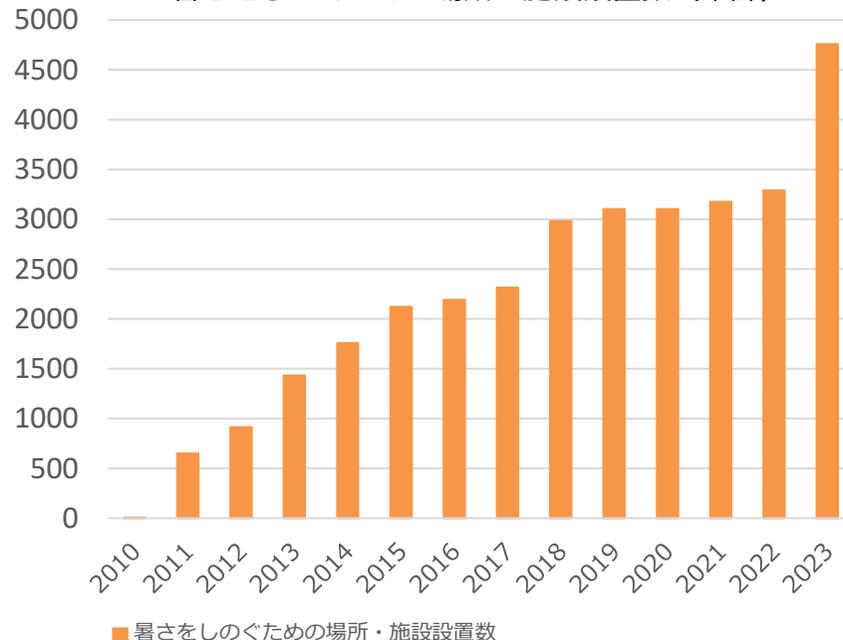


暑さをしのぐための場所・施設*を運用開始した市区町村数の推移

設置市区町村数（累計）



暑さをしのぐための場所・施設設置数（累計）



西暦	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
新規設置市区町村数	1	11	3	10	6	5	3	2	11	4	0	2	6	75
前年までの設置市区町村数	0	1	12	15	25	31	36	39	41	52	56	56	58	64
設置市区町村数（累計）	1	12	15	25	31	36	39	41	52	56	56	58	64	139
新規設置数	8	642	266	519	323	365	69	125	663	124	0	71	114	1469
前年までの設置数	0	8	650	916	1435	1758	2123	2192	2317	2980	3104	3104	3175	3289
暑さをしのぐための場所・施設*設置数	8	650	916	1435	1758	2123	2192	2317	2980	3104	3104	3175	3289	4758

* 暑さをしのぐための場所・施設は令和5年12月に行った「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」で令和5年12月時点における法施行前のクーリングシェルターとして報告された場所・施設を示す。
本調査での設置年不明の回答4市町村50施設にあっては2023年に含んでいる。

熱中症対策普及団体の概要

- 市町村長は、地域において熱中症対策に関する住民等への普及啓発や広報活動、住民からの相談対応や助言などの事業を行う法人であって一定の要件を満たす法人を、熱中症対策普及団体として指定できることとされている。
- 熱中症対策普及団体の制度を活用することで、行政のみならず、民間団体や企業等とも連携し、地域の実情に合わせて、地域単位で熱中症予防行動の呼びかけ等を行うことが可能となる。
- 普及団体の実施する事業は、例えば、高齢者等の熱中症弱者（※）に対し、エアコン使用や水分・塩分補給等の呼びかけ等を想定している。
（※）高齢者（特に単身高齢者）、子ども、障害者等の熱中症となるリスクが高い人の総称。

指定を受けることができる団体

- 気候変動適応法及び同法施行規則では、以下の法人を普及団体の指定対象として規定。
 - 一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
 - 特定非営利活動法人
 - 社会福祉法人
 - 会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）

(参考) 熱中症対策に係る地域の民間団体の活動事例

NPO法人・ボランティア団体等



写真提供：
群馬県上野村

- 在宅訪問を行い、居住者の状況や体調を確認する等熱中症予防に関する声かけ・見守りを実施
- 高齢者向けの健康教室、体操教室にて熱中症予防に関する声かけを実施

民間企業

- 自社製品・サービスの特性や企業の持つ人材・資源を活かし、自治体の熱中症対策を強力にサポート（対策へのアドバイス、研修等の実施）

一般社団法人

- 熱中症予防を考えるイベント・ワークショップを開催

3. 熱中症の情報源

環境省 熱中症予防情報サイト

熱中症予防に資する情報を 一元的に掲載

- 全国841地点の暑さ指数
- 熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートの発表状況
- 熱中症の予防方法と対処方法
- 各種リーフレット、マニュアル等
- 環境省、関係府省庁の取組 等



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

令和6年度の
熱中症警戒アラート発表実績
(令和6年7月18日時点)

発表地域：39地域/58地域
延べ発表回数：292回
※4/24～7/18 17時

English | 中文简体 | 中文繁体 | 한국어 | モバイル版 | 携帯版 | 環境省
Ministry of the Environment

熱中症予防情報サイト

ホーム 全国の暑さ指数 熱中症特別警戒情報 熱中症警戒情報 暑さ指数について 熱中症対策 普及啓発資料 関係府省庁の取組 民間事業者との取組

お知らせ一覧 メンテナンス情報

熱中症警戒アラートを発表しました [地図を表示]

お知らせ

※令和5年度の暑さ指数(WBGT)・熱中症警戒アラートの情報提供は、10月25日(水)をもって終了いたしました。次年度の情報提供につきましては、4月下旬の開始を予定しています。暑さ指数の過去データや解説、熱中症対策の普及啓発資料等は引き続き閲覧いただけます。

熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)・熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)発表状況

8月21日(月) 5時発表

きょう [8月21日]	あす [8月22日]
熱中症特別警戒アラート 発表なし	
熱中症警戒アラート 発表中	
日最高暑さ指数(予測値)31以上	14時発表予定

熱中症予防行動

環境省では、熱中症を予防する行動として、以下の4点を呼びかけている。
これらは、環境省動画チャンネル (youtube)や各種のポスターで見ることができる。
※熱中症予防情報サイトでは、「普及啓発」で示している。



ペンギンさんの熱中症講座 (約15秒動画)



ペンギンさんの熱中症講座
適切にエアコンを使用しよう編



ペンギンさんの熱中症講座
暑さ指数を確認しよう編

主な情報源

○環境省 熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

熱中症環境保健マニュアル

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php

○気象庁 各種の気象の見通しなどを発表

(2週間天気予報)

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/twoweek/>

(週間天気予報)

<https://www.jma.go.jp/bosai/forecast/>

○総務省消防庁 熱中症の救急搬送件数

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke01>